照会概要

遠隔医療の推進について（医療 DX,構造改革特区申請）

１　道内の状況

広域で医療資源の偏在が著しい本道において、限られた医療資源を効果的に活用するため、医療 DX の推進（ICT を活用した遠隔医療を充実と拡大）が必要となっています。

特に地域の難病患者は、病状の安定と悪化を繰り返し、専門医に受診するため、都心部への遠距離の通院を余儀なくされている状況にあります。

２　内　　容

現在、遠隔連携診療に係る診療報酬については、「指定難病の疑いがある患者」の診断が確定する前に、難病診療連携拠点病院が遠隔医療により診断した場合、診断の確定までの間に 3 か月に 1 回に限り診療報酬が算定可能と、非常に限られたものとなっています。

そのため、遠隔医療を推進するため、構造改革特区等制度を活用し、内閣府地方創生推進事務局に、次の事項を提案し、来年度からの開始を目指しています。

（提案予定の内容）

遠隔医療を実施した際の診療報酬の適用拡大

（１）難病の診断確定後の継続的な遠隔診断を対象とする。

→　現在、確定診断までの診療しか対象となっていない

（２）実施可能な医療機関の拡大（道内の大学病院や高度専門的医療機関等）

→　現在、道では難病診療連携拠点病院（北海道医療センター1 箇所）のみ

３　提案が認められた場合のメリット

（１）地域の患者が長距離の通院をすることなく地元で高度専門的な医療が受けられる。

（２）遠隔医療を実施する医療機関の拡大に繋がる。

（３）北海道が先駆的に遠隔医療の拡大に向けた取組を行うことで、医療 DX により地域医療の確保に取り組む道の姿勢を広く示せる。

４　北海道難病対策協議会各委員への照会事項

次の 2 点について別紙３によりご意見くださるようお願いします。

（照会事項）

（１）構造改革特区等制度を活用し、遠隔医療の診療報酬の適用拡大を提案することに対する意見。

（２）実施可能な医療機関の施設基準案に対する意見。（詳細は別紙 1-1 に記載）